

長野市移住者空き家改修等補助金の概要

1 対象物件

長野市空き家バンク又は市内の地区で運営する空き家バンクに登録している物件

※ **売買・賃貸借契約締結日(R3.7.21 以前は R3.4.1)から4年以内に事業に着手**(改修工事等の契約)してください。



様式はこちらから
(長野市HP)

2 補助率

A 改修工事 工事に要した費用の3分の2以内

B 家財処分 処分に要した費用の10分の10以内

3 限度額

A 改修工事 市街化区域 50 万円、その他区域 100 万円

※ 中学生以下(年度末で15歳以下)の子がいる場合、1人につき10万円を加算(最大30万円)

B 家財道具等処分 全域 10 万円

4 対象者

移住者

次の①又は②を満たす人で、かつ、③から⑥を全て満たす人

① 現在長野県外にお住まいの人で、かつ、**申請日以前3年間に於いて長野県内に居住したことがない**人

② 現在長野市にお住まいの人で、**本市に転入した日以前3年間に於いて長野県内に居住したことがなく、本市に転入した日から申請日までの期間が5年以内**であること

③ 20歳以上60歳未満

※ 令和3年3月31日までに売買・賃貸借契約を締結した物件にかかるものについて、令和5年9月30日までに交付申請する場合、20歳以上65歳未満となります。

④ 改修する空き家の所有者の3親等以内の親族でないこと

⑤ 暴力団関係者でないこと

⑥ 市区町村民税等の未納がないこと

空き家所有者

上記移住者に対して「1 対象物件」を賃貸する所有者で、上記⑤及び⑥を満たす人

5 改修工事及び家財道具等処分の対象経費

区分		対象経費
A 改修工事	主要構造部又は構造耐力上主要な部分	外壁、柱、床、はり、屋根、基礎、土台等の改修に要する費用
	居住の用に供する主要な設備	居住するために必要な居間、浴室、トイレ及び台所に付随する電気設備、インターネットの配線(宅内に限る。)、空調設備(配管に限る。)、給排水設備、給湯設備の改修等に要する費用並びに附属する備品類の改修に要する費用
	その他	畳、ふすま、障子、扉、窓、天井、内壁等の改修等に要する費用
B 家財道具等処分		居住に当たって支障となる既存荷物の整理、運搬及び処分に要する費用

※ 同一物件について、上記A及びB両方の申請が可能です。

長野市移住者空き家改修等補助金交付申請について 《申請から交付までの流れ》

1 **申請者** 申請種類の提出

窓口、郵送、メールのいずれかで提出してください。

※「問合せ(提出先)」参照

2 **長野市** 申請書類の確認(納税状況など)

～ 審査(約1か月から2か月) ～

3 **長野市** 交付決定通知書の郵送

※ 交付決定前に改修工事への着手又は家財道具を処分した場合は、補助対象経費となりませんので、ご注意ください。

※ 売買・賃貸借契約締結日(R3.7.21 以前の場合は R3.4.1)から4年以内に改修工事等の契約をしてください。

4 **申請者** 改修工事又は処分の開始(補助金の交付決定後)

※ 必ず以下の写真を撮影し、実績報告書に添付してください。

① 改修工事または処分の着手前

② 途中(処分の様子)

③ 改修工事または処分後の状況

5 **申請者** 改修工事又は処分の終了後、実績報告書の提出

※ 終了後15日以内又は3月31日のいずれか早い日まで

※ この時点までに長野市に転入手続きをしていただき、長野市の住民票をご提出ください。

6 **長野市** 実績報告書の確認、補助金確定通知書の郵送

7 **申請者** 補助金請求書の提出

8 **長野市** 補助金の交付

【留意事項】

- 1～5 まで同一年度内で完了する必要があります(翌年度に繰り越すことはできません)。
- 補助対象経費には、消費税及び地方消費税は含まれません(税抜き金額)。
- 補助事業を完了した日の翌日から5年を経過する日までの間に、住宅の取壊しや転売、移住者の市外転居などが生じた場合、交付された補助金の全部又は一部を返還いただきます。

A 改修工事の必要書類

1 交付申請時(着手前) 1/2

No.	☑ チェック	申請者		書類の名称	備考
		移住者	所有者 (賃貸)		
1		○	○	交付申請書	様式第1号
2		○	○	事業計画書 【工事(処分)実施予定期間の開始日】 ● 売買・賃貸借契約締結日(R3.7.21 以前の 場合は R3.4.1)から4年以内 ● 交付決定までの期間を考慮し、1 カ月程度 の余裕をみてください。	様式第2号
3		○	○	賃貸契約書又は売買契約書の写し	
4		△ (※1)	△ (※1)	市税の納付確認の同意書 ※1 申請時において長野市に市民税、固定資産税等を納付している場合にご提出ください。	
5		△ (※2)	△ (※2・3)	市町村民税等に未納がないことの証明書(納税証明書) ※2 申請時において長野市以外の市区町村に市町村民税、固定資産税等を納付している場合にご提出ください。 ※3 賃貸の場合は、移住者(賃借人)の証明書もご提出ください。	前年度の1月1日時点でお住いの市区町村で発行
6		○	○	入居する世帯全員の住民票	現在お住いの市区町村で発行
7		△ (※4)	△ (※4)	移住者の戸籍の附票 ※4 上記住民票において、申請日(又は長野市に転入した日)以前3年間長野県内に居住したことがないこと、長野市に転入した日から申請日までの期間が5年以内であることが確認できる場合は不要	本籍地で発行
8		○	○	住宅及びその敷地の登記事項証明書	
9		○	○	債権者登録申請書兼口座振替依頼書又は通帳等の写し	

1 交付申請時(着手前) 2/2

No.	☑ チェック	申請者		書類の名称	備考
		移住者	所有者 (賃貸)		
10		○	○	改修工事にかかる見積書	
11		○	○	間取り平面図	
12		△ (※5)	△ (※5)	改修工事にかかる設計図 ※5 作成した場合	
13		○	○	住宅の外観及び施工予定箇所がわかる写真(工事着手前のもの)	

2 A 改修工事の完了後

No.	☑ チェック	申請者		書類の名称	備考
		移住者	所有者 (賃貸)		
1		○ (※6)	○	実績報告書 ※6 長野市の住所で記入	様式第 5 号
2		○	○	改修工事にかかる契約書の写し	
3		○	○	領収書の写し	
4		○	○	実施箇所及び施工内容の分かる 図面及び書類	
5		○	○	しゅん工(改修工事の完了)写真	
6		△ (※7)	△ (※7)	入居する世帯全員の住民票(長 野市へ転入後のもの) ※7 申請時に転入済みの場合は不要	
7		△	△	誓約書	
8		○ (※8)	○	交付請求書 ※8 長野市の住所で記入	様式第 6 号

問合せ(提出先)

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

長野市企画政策部移住推進課

電話:026-224-7721、026-224-8851

メールアドレス:iju@city.nagano.lg.jp

※変更や廃止をする(した)場合は上記までお問い合わせください。

B 家財道具等処分の必要書類

1 交付申請時(着手前) 1/2

No.	☑ チェック	申請者		書類の名称	備考
		移住者	所有者 (賃貸)		
1		○	○	交付申請書	様式第1号
2		○	○	事業計画書 【工事(処分)実施予定期間の開始日】 ● 売買・賃貸借契約締結日(R3.7.21 以前の 場合は R3.4.1)から4年以内 ● 交付決定までの期間を考慮し、1 カ月程度 の余裕をみてください。	様式第2号
3		○	○	賃貸契約書または売買契約書の 写し	
4		△ (※1)	△ (※1)	市税の納付確認の同意書 ※1 申請時において長野市に市民税、固 定資産税等を納付している場合に ご提出ください。	
5		△ (※2)	△ (※2・3)	市町村民税等に未納がないこと の証明書(納税証明書) ※2 申請時において長野市以外の市区 町村に市町村民税、固定資産税等 を納付している場合にご提出くだ さい。 ※3 賃貸の場合は、移住者(賃借人)の 証明書もご提出ください。	前年度の1月 1日時点でお 住いの市区 町村で発行
6		○	○	入居する世帯全員の住民票	現在お住い の市区町村 で発行
7		△ (※4)	△ (※4)	移住者の戸籍の附票 ※4 上記住民票において、申請日(又は 長野市に転入した日)以前3年間長 野県内に居住したことがないこと、 長野市に転入した日から申請日ま での期間が 5 年以内であることが 確認できる場合は不要	本籍地で発 行
8		○	○	住宅及びその敷地の登記事項証 明書	
9		○	○	債権者登録申請書兼口座振替依 頼書又は通帳等の写し	

B 家財道具等処分の必要書類

1 交付申請時(着手前) 2/2

No.	☑ チェック	申請者		書類の名称	備考
		移住者	所有者 (賃貸)		
9		○	○	処分にかかる見積書	
10		○	○	処分前の写真	
11		△	—	空き家の所有者からの「家財道具等処分に関する申立書」又は所有者が処分を依頼したことが分かる書類	

2 B 家財道具等処分の完了後

No.	☑ チェック	申請者		書類の名称	備考
		移住者	所有者 (賃貸)		
1		○ (※6)	○	実績報告書 ※6 長野市の住所で記入	様式第5号
2		○	○	処分にかかる明細書	
3		○	○	処分にかかる領収書の写し	
4		○	○	● 処分等に係る作業中の写真 ● 作業後の写真 ※困難な場合は以下の書類 ・産業廃棄物処理委託契約書 ・廃棄物系マニフェスト	
5		△ (※7)	△ (※7)	入居する世帯全員の住民票(長野市へ転入後のもの) ※7 申請時に転入済みの場合は不要	
6		○ (※8)	○	交付請求書 ※8 長野市の住所で記入	様式第6号

- 処分事業者は長野市一般廃棄物収集運搬業許可業者名簿を参考にしてください。
- 「長野市空き家バンク登録促進等事業補助金」の登録促進事業(家財等の処分)の補助金の交付を受けた物件については、原則、家財道具等の処分にかかる申請はできません。

問合せ(提出先)

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地
 長野市企画政策部移住推進課
 電話:026-224-7721、026-224-8851
 メールアドレス:iju@city.nagano.lg.jp

※変更や廃止をする(した)場合は上記までお問い合わせください。